

預金口座の売買・譲渡・レンタルの禁止について

預金口座の売買・譲渡・レンタルは**犯罪**です！
SNS 等での勧誘には絶対に応じないでください！

以下の行為は絶対に行わないでください。犯罪収益移転防止法違反や詐欺罪に当たります。

- ① 預金口座の通帳・キャッシュカードを売買・譲渡（譲受）すること
- ② インターネットバンキングのID・パスワード等の情報を売買・譲渡（譲受）すること
- ③ 他人や架空人物になりすまして預金口座を開設すること
- ④ 他人に売却・譲渡する目的で預金口座を開設すること

1. 犯罪者として逮捕・報道されます

預金口座の売買・譲渡・レンタルは、売る側・買う側、譲渡する側・譲り受ける側、貸す側・借りる側、いずれも罪に問われます。

2. 罰金・懲役が科されることがあります

預金口座の売買・譲渡・レンタルは、犯罪収益移転防止法違反（1年以下の懲役、100万円以下の罰金またはその両方）に問われる可能性があります。また、他人や架空人物になりすましての口座開設や他人に売却・譲渡する目的での口座開設は、詐欺罪（10年以下の懲役）に問われる可能性があります。

3. あなたの預金口座があなたの名義のまま犯罪に悪用されます

売却・譲渡・レンタルした預金口座は、犯罪グループにより振り込め詐欺などの特殊詐欺やヤミ金、マネー・ローンダリングなどの犯罪に悪用され、身に覚えのない犯罪の当事者となる危険性があります。

4. 銀行口座を利用・作成できなくなります

売買・譲渡・レンタルされた預金口座は凍結され利用できなくなります。また、凍結された口座情報は日本全国の金融機関で共有され、当金庫のみならず日本全国の金融機関で預金口座が作成できなくなることがあります。

5. 当金庫はためらわず警察に通報します

当金庫の預金口座が売買・譲渡・レンタルされた事実が判明した場合、預金規定に則り即時に利用停止・凍結等の措置を行うと同時に、ためらわず警察に通報するなど厳格に対処します。

預金口座の売買等の他にも、振り込まれたお金を別の指定された口座に振り込むことで報酬を得るなどの「闇バイト」には絶対に応じないでください。犯罪に加担することになり、軽い気持ちで行ったことでも今後の人生に大きな影響を与える可能性があります。



それ、

犯罪 です！



口座を売ったり貸したりすると 罪になります！

他の金融機関でも口座の開設や利用が
できなくなる場合があります

口座を売る側・買う側、譲渡する側・譲り受ける側、貸す側・借りる側、いずれも「犯罪行為」であり、法律による処罰の対象となります。アルバイト感覚で行うと、自分の知らないうちに自分名義の口座が詐欺被害の入金口座（投資詐欺や振り込み詐欺など）や、マネー・ローンダリングなどの犯罪に悪用され、結果、身に覚えのない犯罪の当事者となる恐れがあります。



不安だな、と感じたら…
金融機関または警察までご相談ください



特殊詐欺対策ページ
で詳細をチェック！